

御購読者 各位

「情報通信技術の進展等に対応するための 刑事訴訟法等の一部を改正する法律」 の一部の施行について(補遺)

東京法令出版株式会社

「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第39号。以下「改正法」といいます。)が制定されました。

つきましては、改正法による刑法及び刑事訴訟法の一部改正の概要(主要なもの)を下記に掲げますので、関係書籍における該当箇所の読替え等に御留意をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

第1 改正法の趣旨及び概要

近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るため、次の改正が行われました。

- 1 刑事手続において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受することを可能にする。
- 2 対面で行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定を整備する。
- 3 電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定を整備する。

第2 改正法による刑法及び刑事訴訟法の一部改正の施行期日

【刑法】 公布日(令和7年5月23日) から20日経過した日	1 電磁的記録をもって作成される文書の偽造等の罪の創設(改正後の刑法155条等) 2 電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設(同法95条の2等)
【刑事訴訟法】 公布日から1年以内(令和8年5月22日)の政令で定める日	3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設(改正後の刑事訴訟法218条等) 4 ビデオリンク方式による証人尋問の実施に関する規定(同法157条の6第2項等)

【刑事訴訟法】 令和9年3月31日までの政令 で定める日	5 訴訟に関する書類の電子化に関する規定（改正後の刑事訴訟法 198 条 4 項等） 6 電磁的記録による令状に関する規定（同法 199 条 3 項等） 7 ビデオリンク方式による勾留質問・弁解録取に関する規定（同法 61 条 2 項等） 8 ビデオリンク方式による裁判所の手続への出頭・出席に関する規定（同法 286 条の 3 等）
---	--

第3 改正の概要

前記第2のうち、1～4の改正の概要は次のとおりです。

なお、5～8の概要につきましては、施行までに期間があるため、おつて御案内いたします。

1 電磁的記録をもって作成される文書の偽造等の罪の創設に関する規定

● 公電磁的記録文書等偽造等の罪

- (1) 行使の目的で、公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（印章又は署名として表示されることとなる電磁的記録をいう。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（文書又は図画として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造した者は、1年以上10年以下の拘禁刑に処することとした（155条（公文書偽造等）1項関係）。
- (2) 公務所又は公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、(1)と同様とすることとした（155条2項関係）。
- (3) (1)及び(2)のほか、公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した電磁的記録文書等を変造した者は、3年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処することとした（155条3項関係）。

● 用語の改正

「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「印章」を「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改めるなどの改正が行われた。

改正前の用語	改正後（新設）の用語	改正後の用語の意義
文書	文書等	公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画
図画	電磁的記録文書等	文書等として表示されて行使されることとなる電磁的記録
印章	印章等	公務所若しくは公務員の印章若しくは署名
署名	電磁的記録印章等	印章等として表示されることとなる電磁的記録
-	電磁的記録記号（新設）	記号として表示されることとなる電磁的記録

【改正該当条】 第156条（虚偽公文書作成等）、第157条（公正証書原本不実記載等）、第158条（偽造公文書行使等）、第159条（私文書偽造等）、第160条（虚偽診断書等作成）、第161条（偽造私文書等行使）、第165条（公印偽造及び不正使用等）、第166条（公記号偽造及び不正使用等）及び第167条（私印偽造及び不正使用等）

2 電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設に関する規定

公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することとした（95条の2（電子計算機損壊等公務執行妨害）関係）。

3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設に関する規定

(1) 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録提供命令（ア又はイに掲げる者に対し、ア又はイに定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。）をすることができることとした（102条の2第1項関係）。

ア 電磁的記録を保管する者 次の(ア)又は(イ)に掲げる方法

(ア) 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

(イ) 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

イ 電磁的記録を利用する権限を有する者（アに掲げる者を除く。） ア(ア)又は(イ)に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

(2) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、電磁的記録提供命令をすることができることとした（218条1項関係）。

(3) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、1年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずることができることとした（218条3項関係）。

(4) 正当な理由がなく、電磁的記録提供命令又は(3)による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処することとした（124条の2第1項等関係）。

(5) 記録命令付差押えを廃止することとした。

4 ビデオリンク方式による証人尋問の実施に関する規定

裁判所は、証人（国内にいる者に限る。以下同じ。）を尋問する場合において、証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認められる場合等であって、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であって、相当と認めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、尋問することができることとした（157条の6第2項関係）。

以上